「公立大学法人大阪府立大学にかかる年度評価の考え方について」の一部を改正する新旧対照表

資料 ５

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 公立大学法人大阪府立大学にかかる年度評価の考え方について  大阪府公立大学法人大阪府立大学評価委員会  平成２５ 年７月３０日決定  平成２６年　月　　日改正  １．趣旨　（略）  ２．基本方針　（略）  ３．評価方法　（略）  ４．項目別評価の具体的方法　（略）  ５．全体評価の具体的方法　（略）  ６．年度評価の具体的な進め方とスケジュール  ○公立大学法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。  （業務実績報告書の作成にあたっては、別紙様式を参照。）【６月末まで】  ○評価委員会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書  の調査・分析を行い、年度評価の作業を行なう。【７～８月】  ○評価委員会における審議を通じて評価結果をとりまとめ、評価書(案)を作成する。  ○評価書(案)について公立大学法人の意見申し立て機会を付与する。  ○評価書を決定した後、知事に報告する。【９月】 | 公立大学法人大阪府立大学にかかる年度評価の考え方について  大阪府公立大学法人大阪府立大学評価委員会  平成２５ 年７月３０日決定  １．趣旨　（略）  ２．基本方針　（略）  ３．評価方法　（略）  ４．項目別評価の具体的方法　（略）  ５．全体評価の具体的方法　（略）  ６．年度評価の具体的な進め方とスケジュール  ○公立大学法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。  （業務実績報告書の作成にあたっては、別紙様式を参照。）【６月末まで】  ○評価委員会大学部会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書  の調査・分析を行い、年度評価の作業を行なう。【７～８月】  ○評価委員会大学部会における審議を通じて評価結果をとりまとめ、評価書(案)を作成する。  ○評価書(案)について公立大学法人の意見申し立て機会を付与する。  ○評価書を決定した後、知事に報告する。【９月】 |